

## 第5次小山町地球温暖化対策実行計画（公共施設エコ・アップ・プラン）の概要

### 計画策定の背景と意義

小山町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成13（2001）年度以降4次にわたり地球温暖化対策実行計画を策定し、町の事務事業に関する温室効果ガス排出量削減に率先して取り組んできました。第4次地球温暖化対策実行計画の計画期間満了に伴い、4次までの計画を継承し、さらに温室効果ガスの排出抑制を推進するため、町が事業者として取り組む地球温暖化対策に関する施策を定めるものです。

### 計画の期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年間

### 計画の目標

対象を二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とし、令和2（2020）年度の温室効果ガス総排出量2,270t-CO<sub>2</sub>から、令和7（2025）年度までに5%（114t-CO<sub>2</sub>）削減することとします。

### 計画の取組

#### 〈取組の方針〉

温室効果ガスの排出抑制に関する対策は、庁舎内での取組が主となり進められるものが多いため、対策の適用可能な範囲を定め、対象とする庁舎区分・出先機関区分を明らかにし、取組み内容の決定に当たってはこの区分された単位において、取るべき行動や配慮すべき施策を明らかにします。

行政の率先的行動として目標を具体化するため、計画分野の取組みを次のとおり定めます。

#### （1）財（物品等）やサービスの購入に当たっての取組

省エネ製品の購入、低燃費・低公害車の購入、再生紙の購入、グリーン製品の購入、リサイクル製品の購入の徹底

#### （2）財（物品等）やサービスの使用に当たっての取組

照明機器やOA機器の適正使用、給湯器の適正使用、再生紙の使用及び用紙使用量の減量化、水の有効利用、自動車の整備及び運転の適正化、自転車の活用

#### （3）建築物の建築、管理、解体に当たっての取組

エネルギー使用量の抑制、冷暖房温度の適正管理、照明器具の適正管理、再生可能エネルギー（太陽光発電等）の有効利用、節水設備の導入、省エネ・省資源に配慮した素材の選択、解体廃棄物のリサイクル化、周辺の緑化、老朽化した空調設備等の更新

(4) 物品の廃棄に当たっての取組

物品の適正管理、電気・機械器具等の再生利用、廃棄物の分別回収・減量化、自動車や冷蔵庫等で使用される代替フロン冷媒の回収・破壊の適正処理

(5) 発注工事や施設管理委託に当たっての取組

環境に配慮した事業の構想・計画及び事業の実施、環境に配慮した工事手法の実施、環境保全対策の実施・点検、産材の利用促進、委託した施設管理者への実行計画策定指導

(6) 他の計画との整合を図った取組

公共施設等総合管理計画との整合を図った公共施設の統廃合や施設の屋上・壁等を活用した地球温暖化対策の検討、公用車等管理計画との整合を図ったEVへの変更等の検討

#### 計画の推進と点検・評価

- ・ 小山町地球温暖化対策実行計画の実施については、推進本部を設置し、本部が中心となって全庁的な取組を図ります。
- ・ 推進本部は、副町長、部長、課長等により組織し、実行計画の実施状況の点検・評価・見直し等を行うこととします。
- ・ 推進本部の下部組織として各課や出先機関に推進委員を配置し、実行計画推進体制を整備します。
- ・ 職員に対し、環境保全に関する研修及び情報提供等を行います。
- ・ 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の総排出量、数値目標の達成状況、取組状況等については、毎年度、広報紙、ホームページ等により公表します。